

第3次田村市行政改革大綱

〔平成29年度～平成33年度〕

平成29年3月



福島県 たむらし 田村市

—目 次—

I 行政改革大綱策定の背景

- 1 行政改革のこれまでの取り組み ----- 3
- 2 さらなる行政改革の必要性 ----- 3

II 行政改革の基本的な考え方

- 1 行政改革の基本方針 ----- 4
- 2 実施計画の位置づけ ----- 4
- 3 行政改革の体系 ----- 5

III 計画期間と推進体制

- 1 計画期間 ----- 6
- 2 推進体制
 - (1) 体制 ----- 6
 - (2) 進行管理 ----- 7
 - (3) 公表 ----- 7

IV 重点推進項目

- 1 迅速かつ的確に対応できる人材育成の推進
 - (1) 職員の意識改革と資質の向上 ----- 7
 - (2) 職員の危機管理対応の強化 ----- 8
- 2 効果的・効率的な行政運営の推進
 - (1) 組織機構の効率化 ----- 8
 - (2) 事務事業の見直し ----- 9
 - (3) 民間委託等の推進 ----- 9
- 3 健全な財政運営の推進
 - (1) 歳入の確保 ----- 9
 - (2) 歳出の見直し ----- 10
 - (3) 公的資産の有効活用 ----- 11
 - (4) 地方公営企業の経営健全化 ----- 11
 - (5) 一部事務組合・第3セクターへの関与 ----- 12
- 4 市民協働による行政運営の推進
 - (1) 協働によるまちづくりの推進 ----- 13
 - (2) 情報共有の推進 ----- 13

V 参考資料

- 資料 ----- 14

はじめに

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、税収等の財源が減少することに加え、社会保障費の増大、公共施設等の老朽化に伴う維持補修などの財政需要が増大していく中で、行政サービスを維持・向上させるため、地方自治体には従来にも増した効率的・効果的な行財政運営が求められています。

本市では、このような時勢に対応するため、平成23年3月に「第2次田村市行政改革大綱」を策定し、平成23年度から平成27年度までの5年間を推進期間として行政改革を実施してまいりました。しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災と原発事故の影響により、改革のための具体的取り組みを計画した実施計画の策定が平成25年7月にずれ込み、各種取り組みを十分に実行することができませんでした。

依然として改革が必要な状況に変わりはなく、道半ばとなった取り組みを継続するとともに、新たな目標を加えた「第3次田村市行政改革大綱」を策定し、さらなる行政改革を推進してまいります。

総合計画で定めた本市の将来像である「あぶくまの人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～」の実現に向けたまちづくりを推進するため、本大綱に基づき、実のある改革を断行していきます。

I 行政改革大綱策定の背景

1 行政改革のこれまでの取り組み

(1) 平成 18 年 3 月「田村市集中改革プラン」策定

平成 17 年 3 月に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、厳しい財政状況・分権型社会システムへの転換・公共サービスの多元化による行政の役割の変化などを背景に、行政改革大綱に基づく具体的な取り組みを集中的に実施するための計画（集中改革プラン）の公表を求められたことから、田村市行政改革大綱に計画している取り組みを「田村市集中改革プラン」として公表しました。

(2) 平成 18 年 8 月「田村市行政改革大綱」策定

平成 18 年 8 月には「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が総務省から再度示され、さらなる推進を図ることとされました。

これを踏まえ、本市独自のクラスター型のまちづくりの特徴を活かしながらも、合併による効率化を徹底し、中長期視点に立った健全な行財政運営に努めるための指針として、平成 18 年 8 月に合併後最初の行政改革大綱を策定しました。

(3) 平成 23 年 3 月「第 2 次田村市行政改革大綱」策定

平成 18 年 8 月に策定した「田村市行政改革大綱」は推進期間が平成 22 年度までとなっていましたが、改善の兆しの見えない地域経済環境や社会情勢の変化のもと多様化する市民ニーズに対応するため依然として行政改革が必要でした。これまでの取り組み状況について検証を重ね、継続させる取り組みを洗い出し、新たな目標を加えた「第 2 次行政改革大綱」を平成 23 年 3 月に策定しました。また、重点推進項目の実現のために「第 2 次行政改革大綱実施計画」を策定し、具体的取り組みを実施してきました。

2 さらなる行政改革の必要性

市の財政状況は、自主財源に乏しく、財源の約 40%を地方交付税に依存している状況であり、合併による影響緩和のための特例措置が平成 27 年度から段階的に一本算定に移行し減少します。市税においても、景気回復による伸びは今後も期待できず、一般財源の確保は厳しい状況が続くものと見込まれます。歳出面においても、合併特例債事業等の元利償還金、一部事務組合の負担金や扶助費等の義務的経費の増加により、これまで以上に逼迫した状況が続くものと予測されます。このような財政状況の中、分権型社会に対応できる持続的発展を可能とする財政構造を確立し、市民・企業・行政が一体となって、自立したまちづくりを推進する体制を構築する必要があります。

そのためには、これまでの行政運営のあり方を経営的視点から抜本的に見直すとともに、多様化する市民ニーズや急激に変化する外部環境を的確に把握し、即座に対応できる、より効果的で効率的な行政運営システムを構築しなければなりません。

そして、そのシステムを支える基盤となるのが一人ひとりの職員であることから、職員には、従来にも増して高度な政策形成能力と危機管理能力が求められます。そのため、職員の意識改革を最重要課題と位置付け、分権型社会に対応できる主体性と自主性を兼ね備えた職員を育成していかなければなりません。

さらに、「地域主権」という時代の要請に応え、市民との信頼関係を築きながら、協働によるまちづくりを進めていくため、「田村市総合計画」の基本方針に掲げる「行財政改革の推進」に基づき、「第3次田村市行政改革大綱（以下「大綱」という。）」を策定し、さらなる行政改革を進めることとします。

Ⅱ 行政改革の基本的な考え方

1 行政改革の基本方針

行政改革の取り組みは、すべての項目を計画期間内に達成することは極めて困難です。したがって、前大綱で未達成のものはその原因を検証し、引き続き着実に実行していくことが重要です。また、時代の変化に合わせた取り組みを追加していくことも必要です。そして、人材育成、効率的・効果的な行政運営、健全な財政運営、市民協働の推進が普遍的な課題であることに変わりはありません。

このことを踏まえ、総合計画に掲げる行財政改革を着実に実行し、かつ効率的な行政運営を図るために必要な次の4つを重点推進項目として定め、行政改革を推進します。

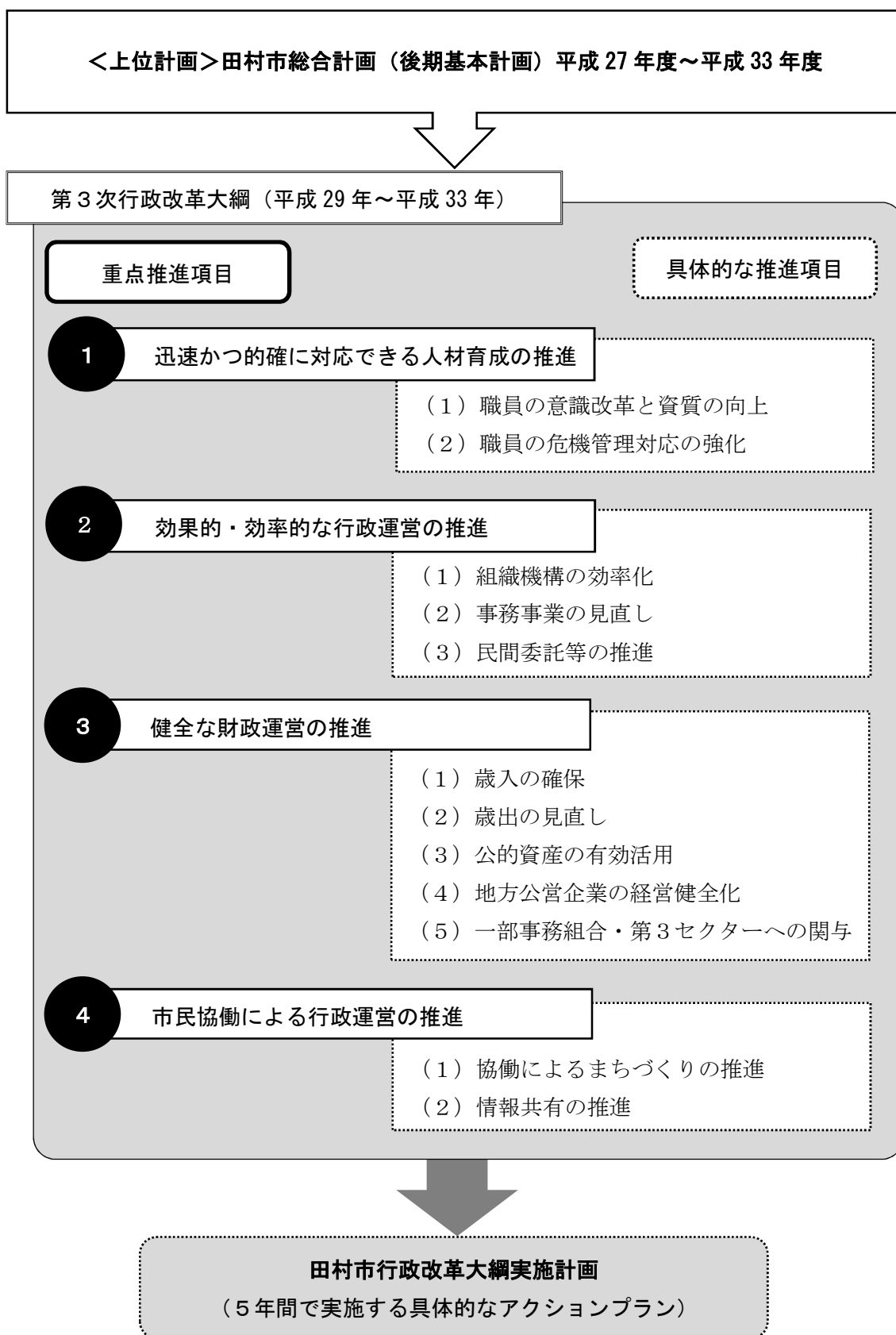
重点推進項目

1. 迅速かつ的確に対応できる人材育成の推進
2. 効果的・効率的な行政運営の推進
3. 健全な財政運営の推進
4. 市民協働による行政運営の推進

2 実施計画の位置づけ

大綱は、改革の方向性や目標などを示した基本方針であり、大綱に定められた重点推進項目を確実に実現するため、具体的実施内容やその数値目標を「行政改革大綱実施計画（以下「実施計画」という。）」として定め、本市の全庁的な行動計画として位置づけます。

3 行政改革の体系（概念図）



Ⅲ 計画期間と推進体制

1 計画期間

第3次行政改革大綱の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。ただし、社会経済情勢等の変化により部分的な見直しが必要となった時は、随時改訂を行うものとします。

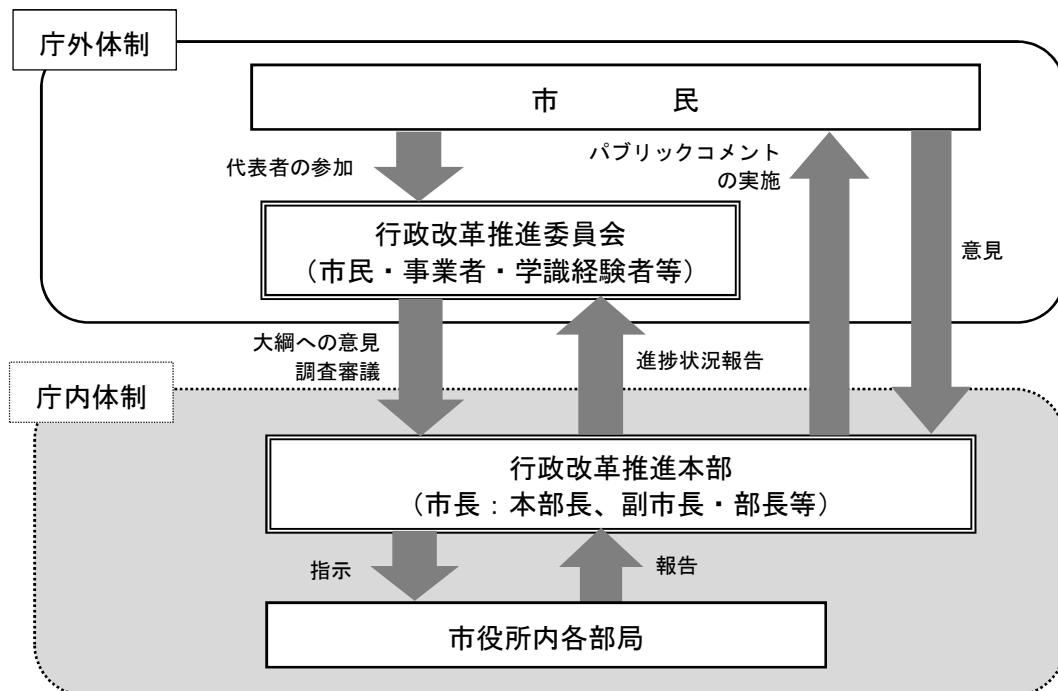
2 推進体制

(1) 体制

本市の行政改革の基本的な考え方を示す大綱に基づき、市民の代表である行政改革推進委員会の意見を採り入れながら、行政改革推進本部を中心に全庁的な改革に取り組みます。

また、パブリックコメント（注1）を実施し、広く市民からの声を反映する機会を設けたうえで改革を推進します。

《行政改革の推進体制》



(注1) パブリックコメント制度

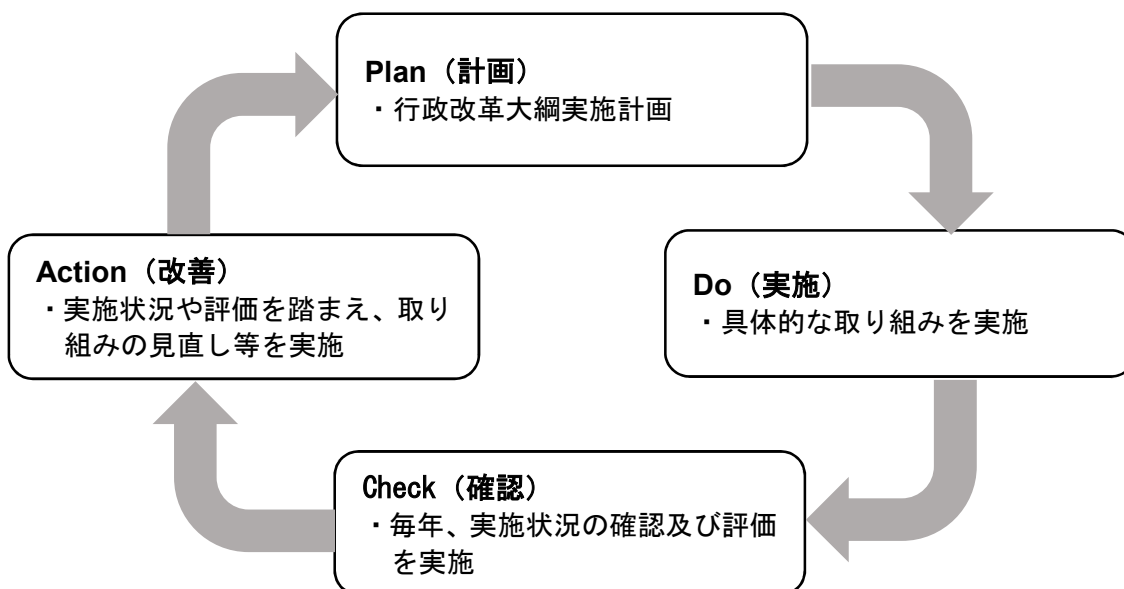
行政の政策立案過程で市民の意見を募る制度（意見公募手続）。行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ市民から意見を募り、それを意思決定に反映させることを目的としている。

(2) 進行管理

第3次行政改革大綱実施計画に定める各取り組みについては、毎年、*PDCA サイクルにて、実施状況や進捗状況の評価検証を行い、進行管理を行います。

※PDCA (Plan, Do, Check, Action)

《行政改革のPDCAサイクル》



(3) 公表

まちづくりのパートナーである市民と情報の共有化を図り、開かれた行政運営を推進するために、行政改革大綱等の計画や結果について、市のホームページや広報等を通じて市民にわかりやすい形で公表し、積極的な情報提供に努めます。

IV 重点推進項目

1 迅速かつ的確に対応できる人材育成の推進

(1) 職員の意識改革と資質の向上

平成19年4月、職員一人ひとりが危機意識を持ち、それぞれの分野において必要とされる行政の専門職を育成・確保するための指針として「田村市人材育成基本方針」を定めました。全ての職員は公務員としての高い使命感と倫理観をもち、全体の奉仕者であることを常に自覚しなければなりません。

また、高度化・多様化する市民ニーズに対応するために、職員に求められる資質や能力水準が高度化・専門化しており、職員自らが高い目的意識と創意工夫で改革・改善に取り組み、専門的な知識・技術の習得に努め、一人ひとりが意欲を持って自己啓発、自己研さんに取り組むことが重要です。さらに、管理監督者は、その取り組みを支援するための適切な指導・助言など、強いリーダーシップを発揮しなければなりません。

そのためには、組織全体の意識改革や体質改善が極めて重要であり、個々の職員の自主性に委ねるばかりでなく、意欲ある取り組みを支援する施策を充実させなければなりません。職務遂行能力や政策形成能力、地域や住民とのコミュニケーション能力を備えた人材を育成するため、「人材育成基本方針」に基づき、全庁的な取り組みのもとさらなる充実を図ります。

また、職員の能力や業績を適正に評価し、適性に応じた人事配置や公平な処遇に活用する「人事評価制度」を平成 25 年度に導入しました。職員の士気を高め、意識改革と資質の向上を促進するため、公平・公正な制度となるよう改善していきます。

公正な職務の遂行を確保し、市民に信頼される市政を確立するため、コンプライアンス（法令遵守）（注 2）の徹底を図ります。さらに、定型的業務については、事務処理手順をマニュアル化することで職員の業務習得を効率化し、行政サービスの維持向上を図ります。

（注 2）コンプライアンス

業務の遂行にあたって法律や条例、政令、規制、規則や申し合わせ事項といった各種のルールを遵守すること。

（2）職員の危機管理対応の強化

災害発生等有事の際はもちろんのこと、市民生活に重大な被害や不安を生じさせ、円滑な市政運営に支障を及ぼす事態など、不測の事態の発生に直面した場合に備えて、職員一人ひとりが危機管理に対する知識を習得し、高度な判断力を養い、迅速かつ的確に対応できる能力を備えるとともに、再発防止を図る改善の意識を持たなければなりません。さらに、平常時においては、その兆候を事前に察知、あるいは予見し、必要に応じて情報収集を行うなど、可能な限り危機事態の発生を未然に防止する意識を持つことが必要です。

このため、危機全般に対処する仕組みの確立に努め、緊急時の連絡体制、役割分担、応急対応策等を明確にした危機管理体制の充実を図ります。

2 効果的・効率的な行政運営の推進

（1）組織機構の効率化

地域主権改革が進められるなか、自治体は高い自主性と自律性が求められ、厳しい財政状況にあっても、最少の経費で最大の効果を上げるよう改革・改善を進める必要があります。そのために、行政・政策課題に的確かつ迅速、そして柔軟に対応できる部局横断的体制の構築や政策調整機能の充実強化など、意思決定が迅速で、責任の所在が明確な組織づくりを進めます。

市が厳しい財政状況にあることを踏まえれば、さらに切り込んだ定員管理を目指し、職員の世代間バランスの適正化を図りながら計画的に定員管理を行うため「職員定員適

正化計画」を策定するとともに、事務事業の見直しや事務の効率化、組織の再編等を行うことにより、市民サービスの低下を招くことなく職員数の抑制に取り組みます。

(2) 事務事業の見直し

厳しい財政状況が続くなか、限られた財源を効果的・効率的に活用し、健全な財政運営を確立するためには、従来からの経緯や慣例にとらわれることなく、新たな視点に立ち、真に必要な事務事業を「選択と集中」の観点から取捨選択する必要があります。具体的には、事務事業の費用対効果や優先度等を検証し、類似事業や不要不急の事務事業を統合・廃止するなど、効率的で合理的な事務事業のあり方を検討します。そのためには、政策体系に沿った目的や成果に着目する行政評価システムを活用した施策評価、事務事業評価の導入が有効な手段の一つです。

行政評価とは何か、何を目的として導入するのか、その正しい仕組みと運用方法を理解することから始め、新たな行政評価システムの構築・活用を目指します。また、業務の効率化及び市民の利便性の向上を目指し「マイナンバー制度」を活用していきます。さらに、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うための「公共施設等総合管理計画」を活用し、各種施設の効果的・効率的な運用を目指します。

(3) 民間委託等の推進

公の施設については、施設管理、事務・事業全般にわたる総点検を行い、その結果に基づき積極的に民間委託等を推進します。

指定管理者制度(注3)は、平成18年度の導入以来、平成28年4月1日現在、30施設で導入しています。公の施設の管理運営等については、現在、直営で管理運営しているものを含め、民間のノウハウを活用することにより、公共サービスの水準を維持・向上させ、かつ経費削減が見込まれる施設については計画的に民間委託や指定管理者制度の導入を図り、効率的な管理運営を推進します。また、単純業務等の委託についても、費用対効果に留意しつつ、経済効果への波及も視野に入れ、社会の変化に即応した弾力的な民間委託等を推進します。

(注3) 指定管理者制度

住民が広く利用する施設など、地方自治法に基づく「公の施設」の管理に関して、従来の財団法人など市が出資する法人への「管理委託制度」に代わり、このような法人に限らず市が指定する団体に管理を委託できる制度

3 健全な財政運営の推進

(1) 歳入の確保

市の歳入の約4割を依存する地方交付税が平成27年度から段階的に一本算定(注4)に移行したことに伴い、平成32年度には平成26年度比較で約16億円の減少が見込ま

れます。さらに、基礎となる平成 27 年実施の国勢調査人口も減少しており、この大幅な交付税減額分を財政調整基金で補てんしても段階的に財政状況は悪化し、将来的に収支が赤字に転じるおそれがあります。このため、地方交付税の減額を見据えた、自主財源の確保に繋がる施策を実施します。

また、歳入の根幹をなす市税収入は、景気の先行きが不透明な状況であることから、今後、収入の伸びは期待できず、一般財源の確保は、これまで以上に厳しい状況になると見込まれます。今後は、クレジットカードによる納付など、新たな収納体制を構築するとともに、滞納処分を強化し、引き続き収納率向上対策に取り組み、安定的な市税収入の確保に努めます。

また、受益と負担の公平性を確保する観点から、特定の利用者に限られているサービスなどを精査して、適正な料金設定等、受益者負担の適正化を図ります。

(注 4) 一本算定と合併算定替

一本算定とは、市町村が合併した場合に、その合併後の団体について普通交付税の算定を行うことであり、市町村合併が行われた場合、さまざまな経費の節約が可能になるため、交付税が減少することになる。

合併算定替とは、合併後 10 年度間は別々の市町村が存在するものとみなして計算した交付税額の合算額を下まわらないように保障し、その後の 5 年度はその額を縮減させていくことにより、合併市町村が交付税上不利益を被ることのないよう配慮するものである。

(2) 歳出の見直し

本市の財政状況は、平成 27 年度決算による健全化判断比率（注 5）のうち実質公債費比率（6.3%）、将来負担比率（29.9%）、経常収支比率（注 6）（85.4%）のいずれにおいても、それぞれ改善が図られたものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、硬直化しているとされる 90%に非常に近く、厳しいものと言わざるを得ません。また、今後は合併特例債事業等の償還金、一部事務組合の負担金や扶助費等の義務的経費の増加により、これまで以上に困難な状況が続くものと予測されます。

このような現状を踏まえ、費用対効果を重視し、収入に応じて支出を構成するという経営的感覚を備えた行政運営に徹し、コストの適正化に努めながら経費削減を図らなければなりません。

地方交付税の一本算定に伴う大幅な歳入の減少に備えるためには、既存の事務事業全般にわたり見直しを行い、行政評価を活用して真に必要な事業を選択することが必要です。市民ニーズや社会情勢を踏まえながらも、補助金・負担金等を見直しをはじめ、行政の経費負担のあり方や効果等を精査し、抜本的な整理・合理化を図ります。また、予算執行を伴う事業については、スクラップアンドビルドの原則を徹底するとともに、起債抑制により公債費を減少させ、将来にわたり持続可能な行財政運営を図るため、歳出の抑制を徹底し、財政の健全化に取り組みます。

(注5) 健全化判断比率 (4 指標)

●実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

●連結実質赤字比率

一般会計等に公営企業会計や国民健康保険等の会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある会計が存在することになり、その会計の赤字の早期解消を図る必要がある。

●実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、段階的に基準が設けられている。

18%以上 - 地方債発行に国や都道府県の許可が必要になる。

25%以上 - 独自事業の起債が制限され、財政健全化団体に指定される。

35%以上 - 国と共同の公共事業向けの起債が制限され、財政再生団体に指定される。

●将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、この比率が高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高くなり、他の3つの指標と違って財政再生基準(レッドカードの基準)はないが、この指標に係る財政健全化基準(イエローカードの基準)は、都道府県・政令市で400%、市町村で350%となっている。

※本市の場合、現時点で実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当しない。

(注6) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。人件費・扶助費・公債費等の経常的経費(必ず支出しなければならない「固定費」)が占める割合で、比率が高いほど自由に使えるお金の割合が減ることになる。目安として、次のとおりである。

75%~80%未満 - 妥当である

80%以上 - 弾力性を失いつつある

90%以上 - 財政構造が硬直化している

95%以上 - 総務省の財政運営ヒアリング対象団体

(3) 公的資産の有効活用

本市が所有する行政財産及び普通財産のすべてについて、その利用価値を再検証し、行政財産のうち将来使用しないと見込まれるものや、普通財産で現在または将来にわたり利用計画のないものについては、積極的に貸付や売却を行い、新たな財源を確保するなど、未利用財産の有効活用を図ります。また、既存施設の老朽化が進行するなか、ライフサイクルコスト(注7)の縮減を図りつつ、利用者の安全確保と行政サービスの円滑な提供体制を維持するため、公共施設の長寿命化対策に取り組めます。

(注7) ライフサイクルコスト

施設の計画・設計・施工から、維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額

(4) 地方公営企業の経営健全化

本市における地方公営企業は、水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業です。

水道事業は、安定して安全安心な水の提供ができるようコスト削減や効率的な施設の更新、維持管理の充実を図り、効果的・効率的な事業計画のもと、経営の健全化を

進めます。

公共下水道事業は、下水道への加入促進を図り水洗化率の向上に努め、長期的に安定したサービスの提供を継続していくために、経営の効率化と健全化に向けた取組みを進めます。

農業集落排水事業は、経営の効率化を図るため、公共下水道事業への統合を図ります。

(5) 一部事務組合・第3セクターへの関与

本市は、田村広域行政組合や郡山地方広域消防組合など複数の一部事務組合（注8）の構成員として、多くの分担金・負担金を支出しています。また、第3セクター（注9）は、独立した事業主体として自らの責任で事業を運営するものであり、顧客満足度の把握に努め、事業内容や手法が顧客ニーズに合っているかどうかを常に点検し、効果的・効率的に事業目的の達成を図らなければなりません。

一部事務組合及び第3セクターについて、経営状況の把握に努めるとともに必要な情報の公表を求め、適切な関与をしていきます。

出資比率が50%を超える第3セクターの田村市滝根観光振興公社と田村市常葉振興公社については、実施事業に積極的に関与し、事業の必要性や、その事業を実施するうえで適切な実施主体かどうかを根本的に見直し、効率的な業務を行うことでコストを削減し、経営状況の改善に努めます。

【一部事務組合】

組合名称	構成市町村
田村広域行政組合	田村市・三春町・小野町
郡山地方広域消防組合	田村市・郡山市・三春町・小野町
小野町地方総合病院企業団	田村市・小野町・平田村・いわき市・川内村
福島県総合事務組合	福島県内59市町村・一部事務組合

【第3セクター出資法人】

出資法人名	出資割合	設立年度
(財) 田村市滝根観光振興公社	100.00%	平成2年11月1日
(株) 田村市常葉振興公社	76.50%	平成元年4月1日
(株) ハム工房都路	49.00%	平成9年10月1日
(株) まちづくりふねひき	41.67%	平成16年4月1日

(注8) 一部事務組合

複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織で、地方自治法第284条第2項により設けられる。

(注9) 第3セクター

国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体。地域開発、交通、その他の分野で設立され、本来、国や地方公共団体が行うべき事業を、民間の資金と能力を導入して共同で行おうとするもの。

4 市民協働による行政運営の推進

(1) 協働によるまちづくりの推進

協働とは、「公共的なサービス」を実施するため、行政はもとより市民や市民グループ・企業など、地域社会を構成するすべてが連携し、適切な役割分担のもとに協力して働くことです。

市民協働によるまちづくりを推進するためには、お互いにまちづくりのパートナーとして、それぞれの役割と責任を明確にするとともに、市民の活力や創意を活かし、さまざまな取り組みに多くの市民が参画することが重要です。

しかし、多くの市民や市職員にとって、協働とはどのようなものでなぜ協働が必要なのかといった点についての認識が十分ではありません。このことから、市民と行政の「協働」のあり方や、推進するための方向性を明確にし、市民が市政に参画しやすい環境づくりを行うために、市民協働のまちづくりを進めることができる仕組みづくりに取り組んでいきます。

具体的には、市民協働によるまちづくりを実現するため、市民の意見を適切に施策に反映できる柔軟な行政運営とし、部局横断的な協働まちづくり施策の実現を推進します。

また、市民と行政がそれぞれの役割の考え方を共有できるような基本的事項を定め、市民の意見を行政の施策に反映させるパブリックコメント制度など、市民が積極的にまちづくり活動に参加、協力しやすい環境づくりに努めます。

(2) 情報共有の推進

公正で市民にわかりやすい開かれた行政や協働のまちづくりを進めるうえで、情報の提供と共有による相互理解は不可欠です。

「市政だより」やホームページ、SNS（注10）等の各種広報媒体をさらに活用し、市政情報をわかりやすくお知らせし、市政の現状や課題を積極的に市民と共有していきます。

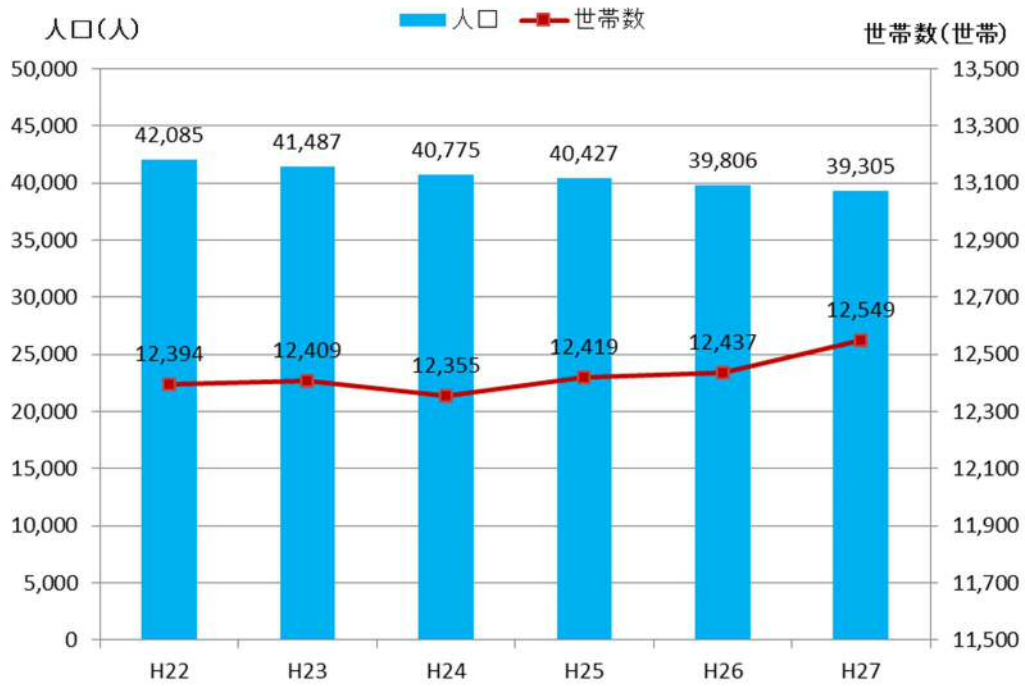
市民の意向やニーズを的確に把握し、適切な市民協働と役割分担の実現のため、電子情報の漏えい防止など、個人情報の保護には万全の注意を払いながら、情報を共有できる公正で透明性の高い行政運営を進めていきます。

(注10) SNS

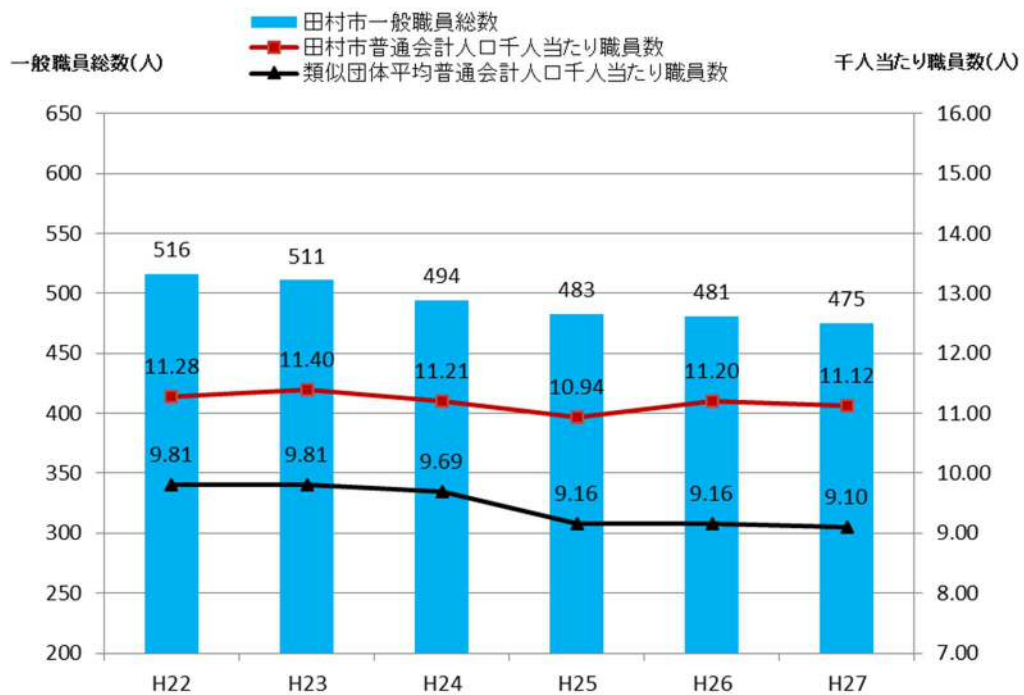
ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス。日記やメッセージなどを通じて友人や知人・共通の趣味を持つ人達との交流を目的とする。

V 参考資料

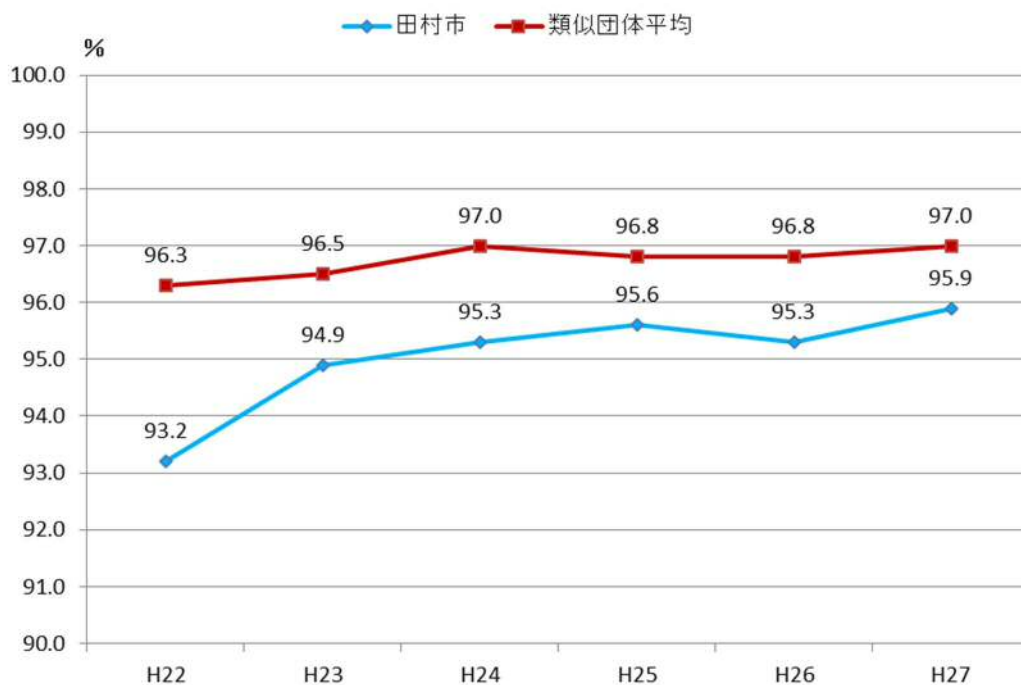
住基人口と世帯の推移 (4/1現在)



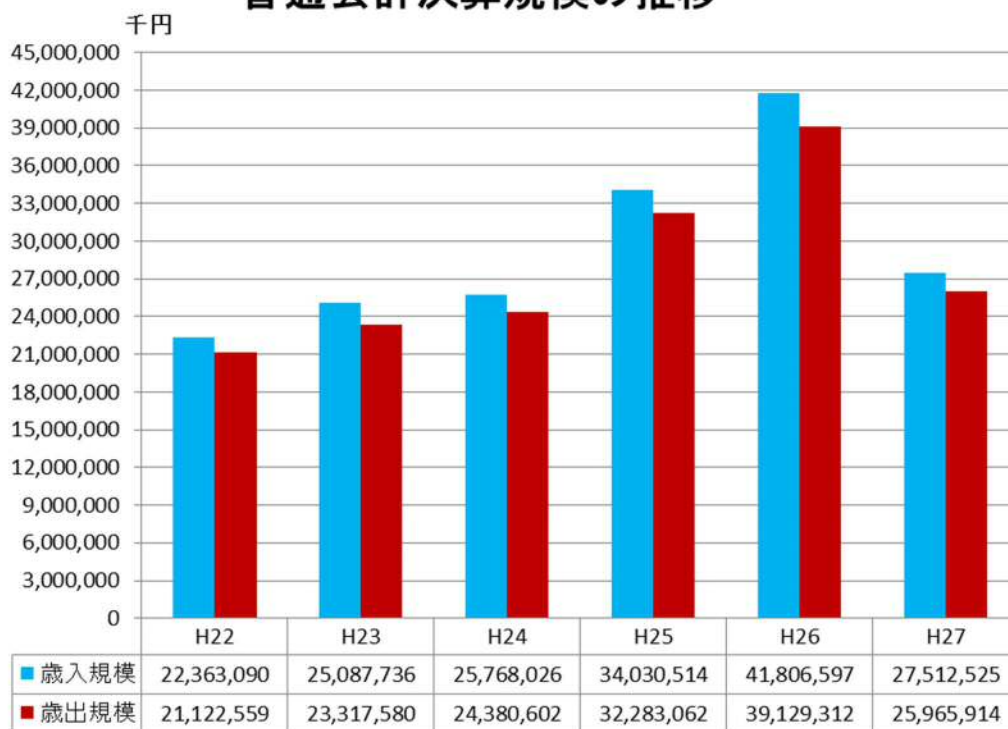
職員数の推移 (4/1現在)



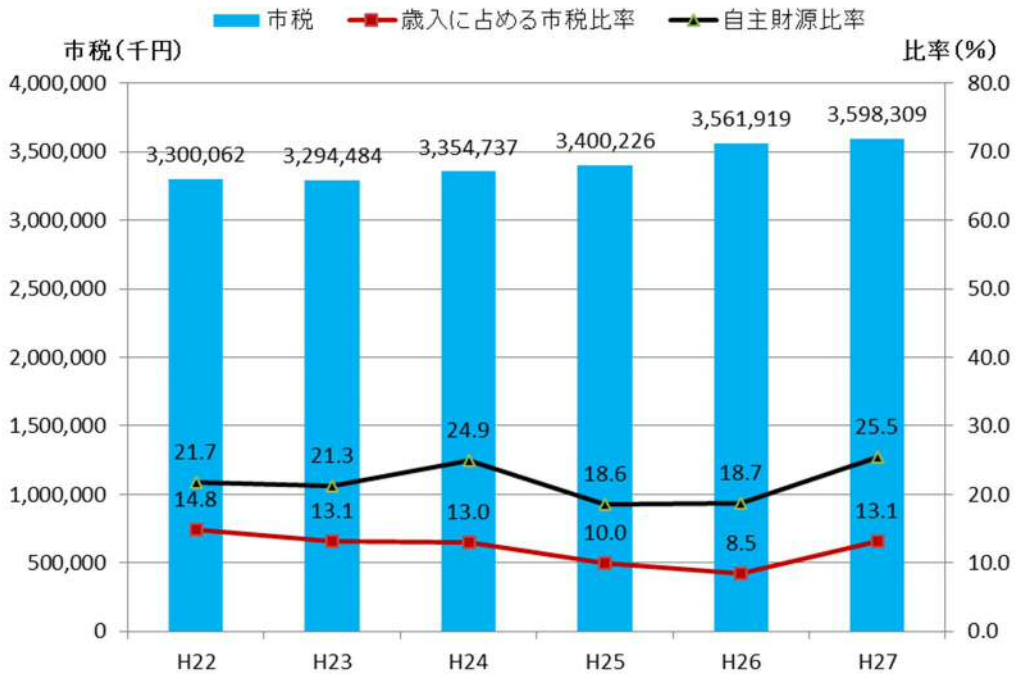
ラスパイレス指数の推移



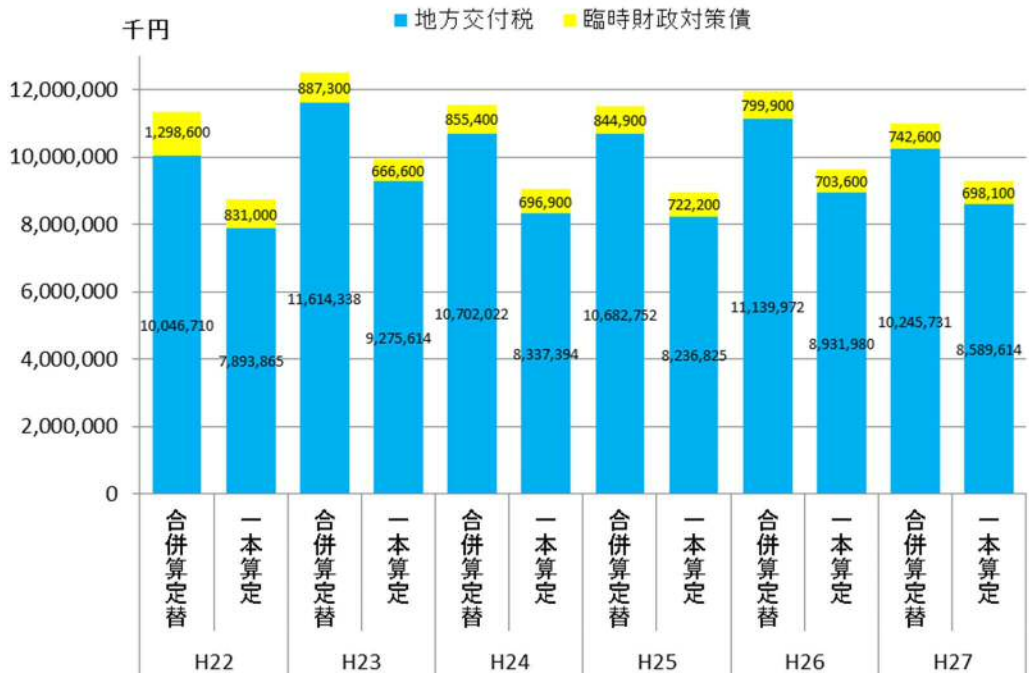
普通会計決算規模の推移



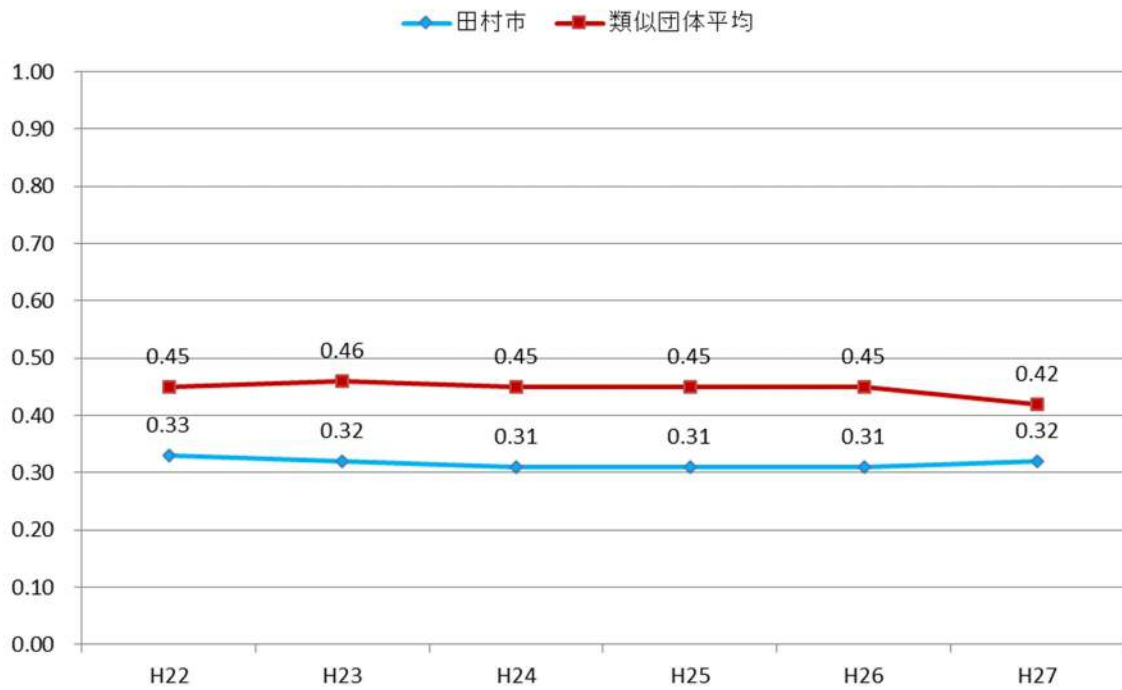
市税と自主財源比率等の推移



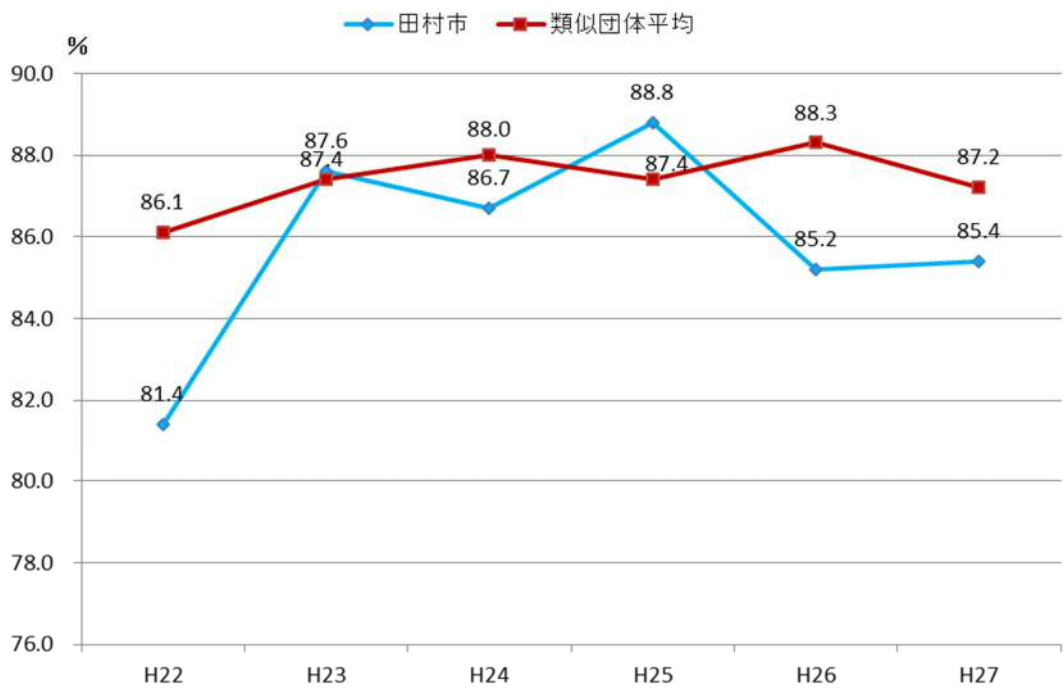
地方交付税と臨時財政対策債の推移



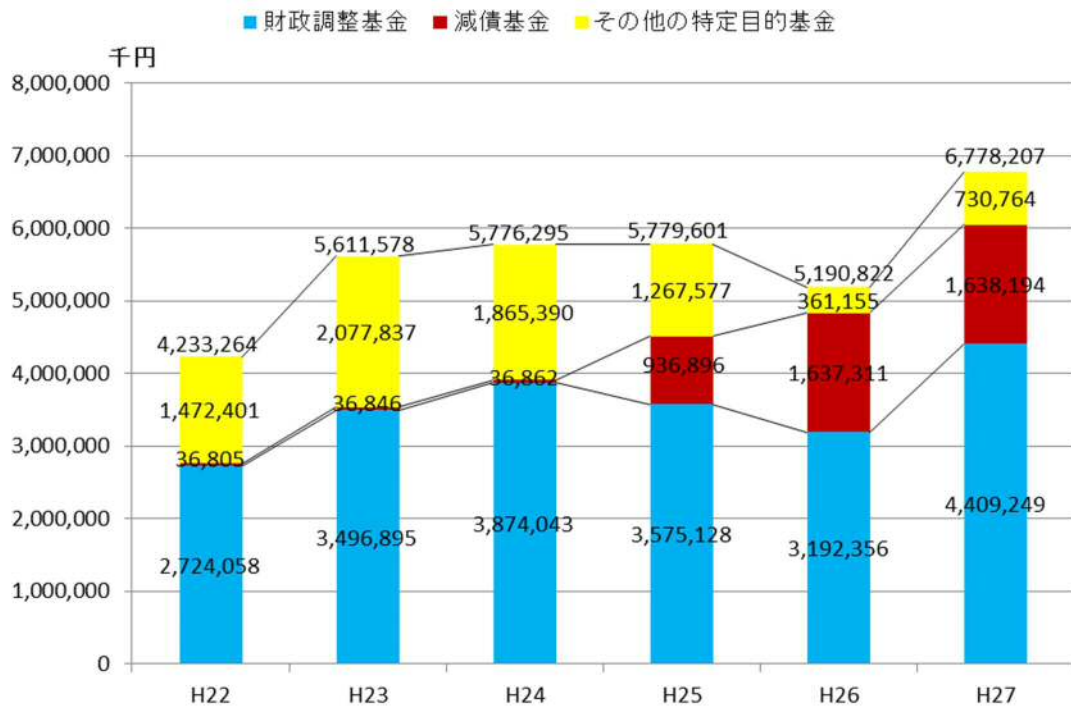
財政力指数の推移



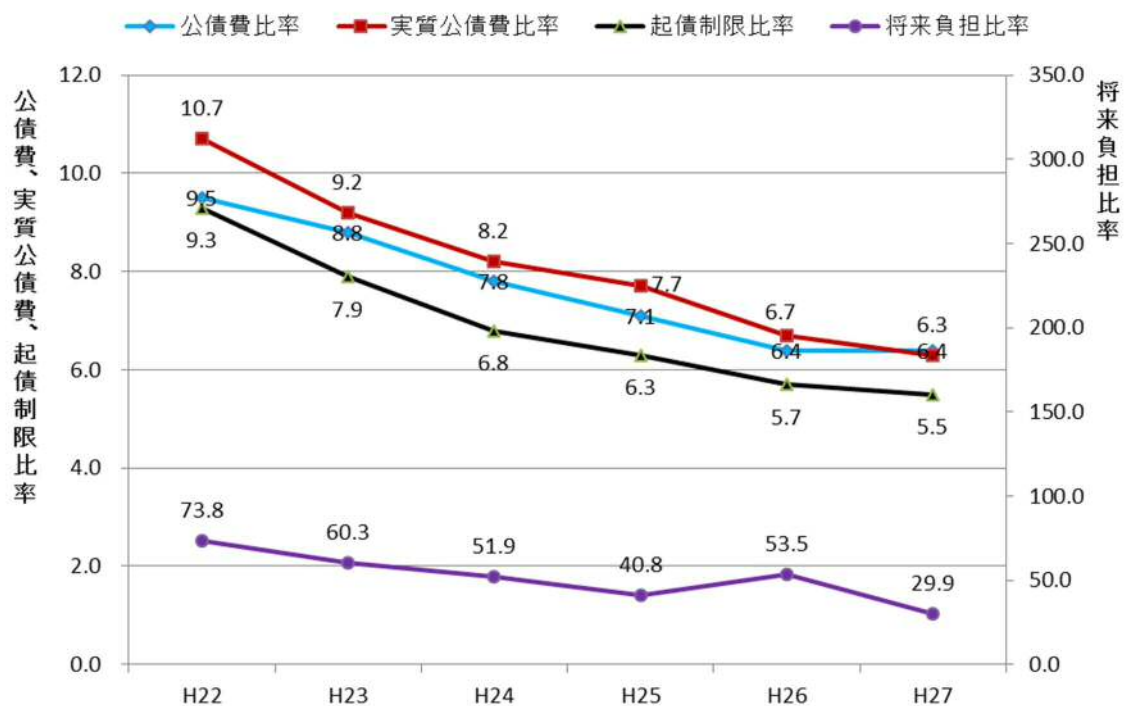
経常収支比率の推移



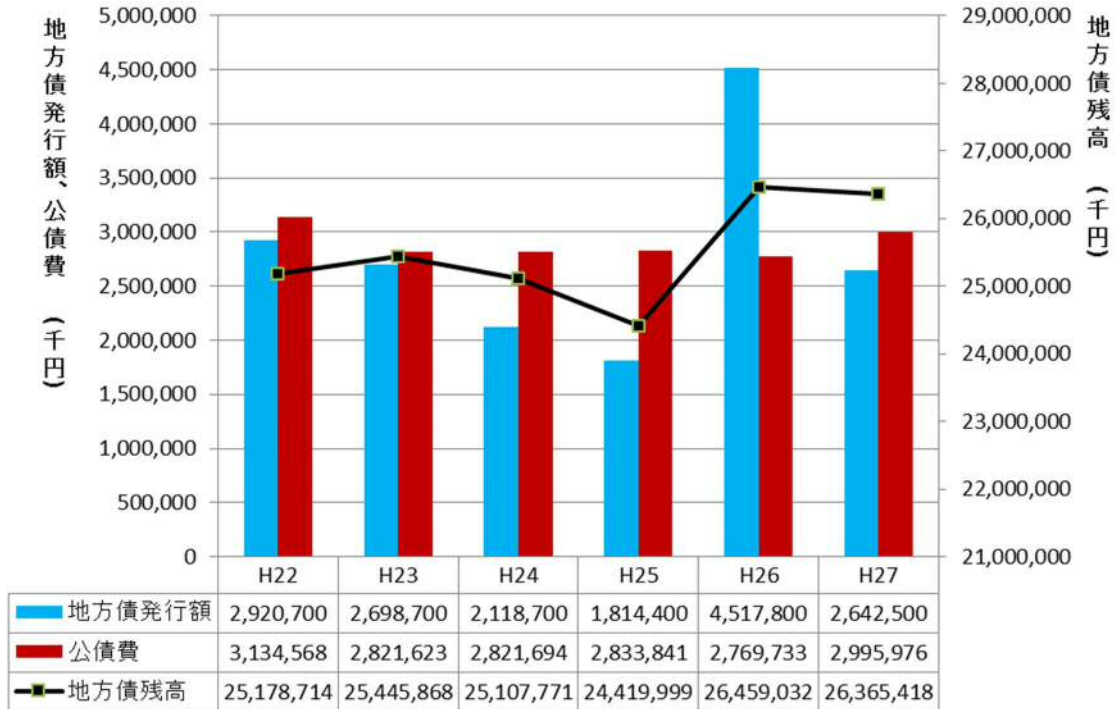
年度末積立金現在高の推移



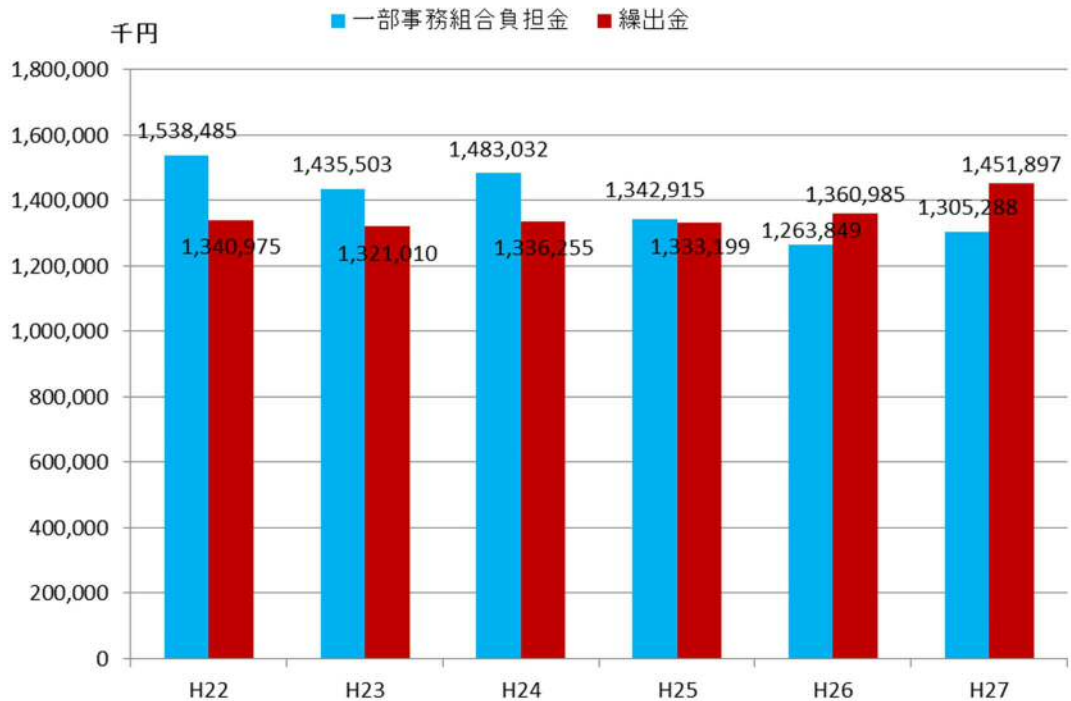
公債費関係指標の推移



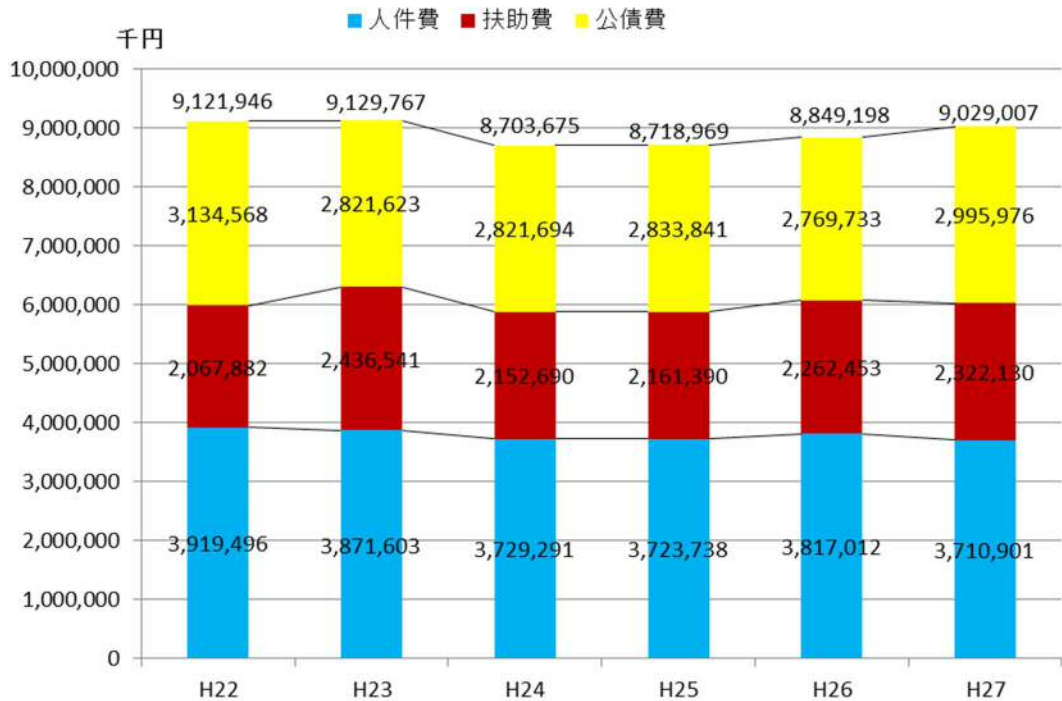
地方債発行額、公債費、地方債残高の推移



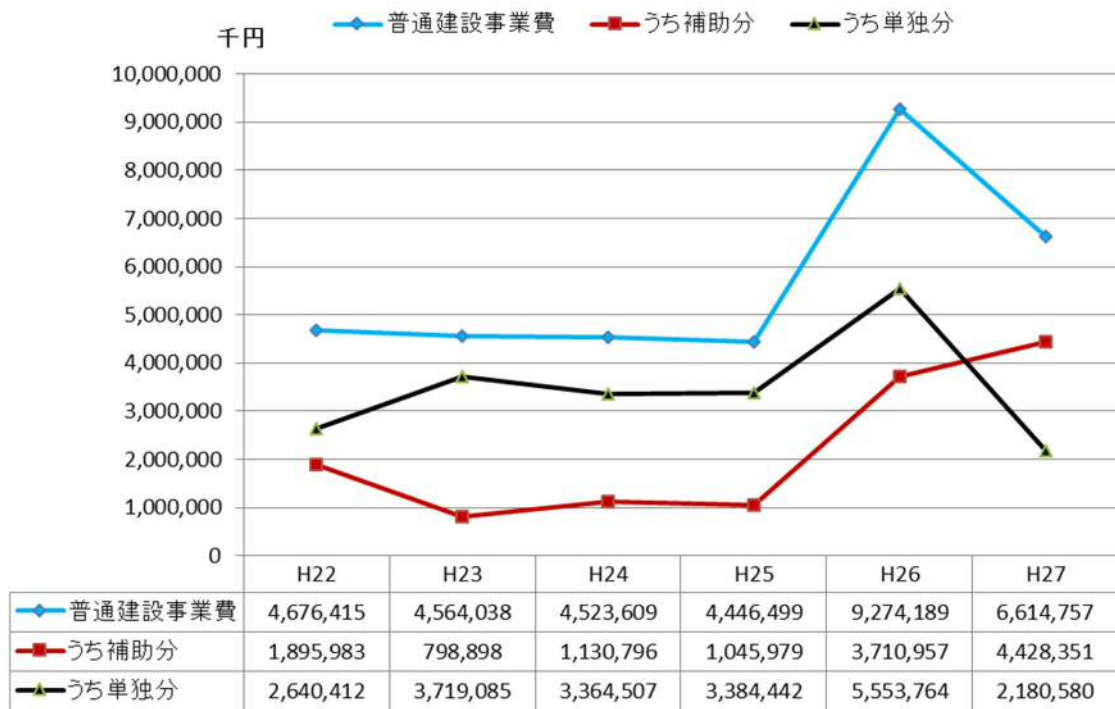
一部事務組合負担金と繰出金の推移



義務的経費の推移



普通建設事業費(補助・単独)の推移





たむらし
福島県 田村市